

### 13 指定地域特定施設に対する指導について

#### 1 排水基準の適用について

##### (1) CODの上乗せ基準について

		既 設	新 設		
			5,000 m <sup>3</sup> /日以上	500～5,000 m <sup>3</sup> /日	50～500 m <sup>3</sup> /日
し尿浄化槽（処理対象人員が201人以上500人以下のもの）に係るもの	し尿を単独で処理するもの及び昭和56年6月1日以前に設置し、昭和44年建設省告示第1726号第2に定める構造基準に合致するもの	120(90)	30(20)	40(30)	50(40)
	その他のもの	80(60)	30(20)	40(30)	50(40)

注1 ( )内は日間平均値

注2 既設の施設（平成3年4月1日以前に設置又は工事着手しており、他に特定施設がないもの）については、平成4年4月1日から既設基準（複数の業種が考えられるときは最も緩い基準）が適用される。

注3 新設の施設（平成3年4月1日以後に工事着手し、他に特定施設がないもの）については、平成3年4月1日から新設基準（複数の業種が考えられるときは最も緩い基準）が適用される。

注4 新設の施設（平成3年4月1日以後に工事着手し、他に特定施設があるもの）については、他の業種の中で最も厳しい基準が適用される。

注5 従来から特定事業場であったものは、従来どおりの基準が適用される。

##### (2) 総量規制基準について

総量規制C値、業種等の区分については、通常の特設施設と同様に扱う。

##### (3) 指導基準について

新設の基準に適用する。（環境基準の満足していない水域における指導基準BOD 5mg/Lは適用しない。）

（単位：mg/L）

項 目	501人槽以上		500人槽以下	
	BOD	COD	BOD	COD
最大排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 500m <sup>3</sup> /日未満	15(20)	15(20)	20(20)	30(40)
500m <sup>3</sup> /日以上	10(15)	10(15)	20(20)	30(40)

##### (4) 留意点

ア 他に工場・事業場排水や生活雑排水があれば、排水基準に適合できない場合があると考えられるので、処理施設や合併処理浄化槽の設置を指導する。

イ 事業者による自主検査を指導するほか、必要に応じて排水検査を実施したうえ、生活雑排水対策又は維持管理の強化などについて指導する。

#### 2 届出書等の記載方法などについて

72 し尿浄化槽（501人槽以上）に準じて指導すること。

(1) 人槽については、設置又は改造したときの建築基準法に基づく算定を使用する。

(2) 最大排水量の算定は設計汚水量による。単独浄化槽の場合、生活雑排水が別に排出される。この生活雑排水についても、水道使用量や合併処理浄化槽の汚水量の算定方法等を参考に、適切な水量を記入させる。

(3) 特定施設の種類の、「し尿浄化槽（201～500人槽）」と記入する。

(4) 特定事業場台帳では、号番号72の2として扱う。